

川越市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

川越市 環境政策課

令和6年5月

1 業務の目的

本市では令和6年3月に策定した「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定版」において、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減すること及び市域の再生可能エネルギー導入量を2030年度に2020年度から2.4倍とすることを目標として掲げたことなどを踏まえ、目標を達成するためには、行政が率先して再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。

本業務は、市内において具体的にどのような施設、立地に太陽光発電設備の導入が可能か調査を行うとともに、公共施設における太陽光発電設備の導入を効率的・効果的に進めるための検討を行うことを目的に実施し、その導入可能性調査を知識、技術、経験を有する事業者へ委託するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

川越市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務委託

(2) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日 から 令和7年1月10日（金）まで

(4) 事業費限度額

10,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、見積額についてはこの範囲で別途算定する。

3 担当課

川越市 環境部 環境政策課

（担当：島村、磯部、戸井田、佐久間、三田）

所在地 〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-8811（内線2614） 049-224-5866（直通）

メールアドレス kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

（送信する際は★を@に置き換えてください。）

ホームページ URL <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 本業務委託は「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地

域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用予定であることから、本補助金の目的等を理解した事業者であって、過去5年間に再エネ導入に関わる類似業務を実施した実績又は再エネ導入構築の実績を有していること。

5 選考のスケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間
公募の開始	令和6年5月8日（水） ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布は環境政策課にて同日より開始します（土日祝日を除く午前9時から午後4時まで）。
参加申し込み	令和6年5月8日（水）～5月21日（火）午後4時まで ※メール送信後、環境政策課に送信確認の電話をしてください。 ※参加資格の確認を行い、令和6年5月22日（水）までに確認の結果を電子メールで通知します。
質問の受付	令和6年5月9日（木）～5月16日（木）正午まで ※メール送信後、環境政策課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和5年5月20日（月）までにホームページにて公開します。
企画提案書等の提出	令和6年5月29日（水）～6月12日（水）までの午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着） ※企画提案書は書類提出のほか、電子データの提出が必要です。
プレゼンテーション 審査の実施	令和6年6月28日（金）（予定）
審査結果の通知	令和6年7月上旬
契約締結	令和6年7月上旬

6 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）」（以下、「様式1」）及び「業務経歴書（様式2）」（以下、「様式2」）を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

令和6年5月8日（火）から5月21日（火）午後4時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出方法

「様式1」及び「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「環境政策課」へ提出してください。電子メールの表題は「太陽光プロポーザル参加申込（事業者名）」としてください。メール送信後、「環境政策課」に送信確認の電話をしてください。

(3) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和6年5月22日（水）までに参加資格の確認結果について、参加申込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。

参加資格を有する事業者（以下、参加事業者）には、企画提案書等の提出をお願いします。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式3）」（以下、「様式3」）

を提出してください。

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 9 日（木）から 5 月 16 日（木）正午 まで

(2) 提出方法

「様式 3」 に必要事項を記入し、電子メールに添付して「環境政策課」へ提出してください。電子メールの表題は「太陽光プロポーザル質問（事業者名）」としてください。メール送信後、環境政策課に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 回答

質問の回答は、令和 6 年 5 月 20 日（月）までに、ホームページにて公開します。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を持参又は郵送により提出してください。なお、提案者 1 者につき 1 つの企画提案の提出に限ります。

(1) 提出期間

令和 6 年 5 月 29 日（水）から 6 月 12 日（水）までの午前 9 時から午後 4 時まで（郵送の場合は 6 月 12 日（水）必着）

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格による A4 判（様式 10 は A3 判可）の規格によることとし、すべて片面で印刷してください。様式 4～6 は代表者印が必要です。様式 7～10 は、順に並べて左綴じしてください。

様式 4～6 は、各 1 部作成してください。様式 7～10 は、作成した事業者名を特定できないようにし、綴じたものを 10 部作成してください。なお、様式 7～10 の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。

事故等による未着について本市では責任は負いません。

また、電子メール、F A X での提出及び提出期間を過ぎて提出された場合は一切受け付けません。

※企画提案書（様式 7）は、書類提出のほか、電子メールに添付して「環境政策課」へ提出してください。電子メールの表題は「太陽光プロポーザル企画提案書（事業者名）」としてください。メール送信後、「環境政策課」に送信確認の電話をしてください。

提出書類	提出部数	備 考
公募型プロポーザル届出書（様式 4）	1 部	代表者印が必要
誓約書（様式 5）	1 部	代表者印が必要
見積書（様式 6）	1 部	代表者印が必要
企画提案書（様式 7）	10 部	A4 用紙 10 枚まで
実施体制調書（様式 8）	10 部	
配置予定者調書（様式 9）	10 部	
業務工程表（様式 10）	10 部	A4 又は A3 用紙で 1 枚

※企画提案書（様式 7）は次のことを踏まえ作成してください。

- ・環境省の令和 5 年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱

炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)の実施要領、公募要領、Q&A集を確認し、要件等に準拠したものとすること。

- ・その他、仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案書の知識、経験等を活用し、本業務の成果が最大限になるよう企画の提案に努めること。

9 選考方法

選考は、プレゼンテーション審査及び質疑応答によって行います。なお企画提案書の提出者が4者を超えた場合については、企画提案書等を審査し(以下、書類審査)、上位4者をプレゼンテーション審査の対象とします。書類審査を行った場合、令和6年6月21日(金)までに審査結果を電子メールで通知します。

プレゼンテーション審査の出席者は3名以内とします。プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑応答は10分程度とする予定です。

プレゼンテーション審査の実施は、令和6年6月28日(金)を予定しておりますが、時間等詳細は令和6年6月21日(金)までに電子メールで通知します。

(1) 評価

次の評価項目について審査委員会で審査します。プレゼンテーション時は次の評価項目の順(ア～ウは省略可)に説明してください。評価の合計点が最高得点の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。最高得点が同点の場合は、審査委員会が決定します。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の契約予定事業者と契約を取り交わします。

【評価項目】

ア 業務実績(10点)

- ・過去5年間に本業務と同等又は類似の調査業務を実施した業務経験があるか。
- ・応募者が太陽光発電の導入又は導入支援を実施した業務経験があるか。

イ 業務の実施体制(15点)

- ・業務を遂行するに当たり、確実に実施される十分な人員が確保されているか。
- ・指揮系統が明確であり、円滑な業務運営がなされるか。
- ・太陽光発電設備に関する知識の豊富な人員、及び、その他業務に必要な経験、能力を持った人員が配置されているか。
- ・太陽光発電設備に関する情報収集能力があるか。

ウ 見積金額の評価(5点)

エ スケジュールに関する提案(10点)

- ・いつどのような作業をするか明確であり、実現性のあるスケジュールになっているか。

オ 企画提案書の評価(50点)

- ・調査の目的に沿った提案となっているか。
- ・公共施設の特性や地域の状況を踏まえた提案となっているか。
- ・調査方法等について独自性のある提案となっているか。
- ・太陽光発電設備の設置に係る躯体への影響等について具体性のある調査方法や人員体制となっているか。
- ・企画提案書の内容(分かりやすさ、構成等)が適切か。

カ その他の提案内容(10点)

- ・受託候補者の利点、地元企業としての地域特性把握、取組姿勢など

(2) 選考結果

選考結果は、令和6年7月上旬に電子メールで通知します。

(3) その他

プレゼンテーション審査では、以下の物品については担当課で用意します。その他の機器が必要な場合は参加事業者の責において用意してください。

- ・プロジェクター(HDMI入力)

- ・ HDM I ケーブル
- ・ レーザーポインター

また、プレゼンテーション審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語の表示等）はしないでください。

なお、審査委員会での選考は非公開、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10 結果の公表

選考結果については、ホームページで公表する予定です。

11 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度を越えている場合
- (5) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 本市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 本プロポーザルにおいて、発注者の要求水準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行わない。また、参加事業者が1者の場合であっても、発注者の要求を満たす提案であれば、その者を契約予定事業者として選定します。
- (5) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式 10）」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 「プロポーザル参加表明書」提出の後に辞退する場合は、辞退届（様式 11）を提出するものとします。
- (9) 環境省の補助事業に採択されなかった場合は、事業を実施しない、又は事業を縮小して実施することがあります。その場合における契約前に係る参加事業者側の一切の費用は参加事業者の負担とします。